

令和 6 年 承認第 4 号

臨時代理の承認について

教育予算、その他議会の議決を経るべき議案に関する意見の申出について
教育長に対する事務委任規則（昭和 6 0 年三好町教育委員会規則第 3 号。以下
「事務委任規則」という。）第 3 条により別紙の通り臨時代理したので、事務委任
規則第 4 条により報告し、承認を求める。

令和 6 年 5 月 2 1 日提出

みよし市教育委員会

教育長 増 岡 潤一郎

臨時代理書

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「事務委任規則」という。）第29条の規定により、次のとおり市長からの意見を求められたため、同意することについて、緊急を要し、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないので、事務委任規則第3条の規定により、臨時に代理する。

令和6年4月18日

みよし市教育委員会

教育長 増岡潤一郎

1 臨時代理の内容

(1) 物品の買入れについて

ア 図書館システム機器

2 提出議案

別紙のとおり

議案第 号 物品の買入れについて (図書館システム機器)

【趣 旨】 中央図書館及び市民情報サービスセンターで使用している図書館システム機器について、部品の生産終了等により修理対応ができなくなる機器を更新する。

【内 容】 1 物 件 名 図書館システム機器

2 物 件 概 要 業務用端末 (デスクトップ・一体型) 一式及びIC機器関連一式

3 買 入 金 額 金 56,760,000円

4 買 入 先 愛知県名古屋市西区名駅二丁目27番8号 名古屋プライムセントラルタワー7階
トーテックアメディア株式会社
代表取締役 坂 井 幸 治

5 契約の方法 一般競争入札

一般競争入札者
トーテックアメディア株式会社

納 入 期 限 令和6年9月30日

請 負 率 98.1%

<参考>

みよし市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の抜粋
第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売却、(土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売却とする。

議案第 号

物品の買入れについて

下記のとおり物品を買い入れるものとする。

令和6年5月17日提出

みよし市長 小 山 祐

記

- 1 物 件 名 図書館システム機器
- 2 物件の概要 業務用端末（デスクトップ・一体型）一式及びＩＣ機器関連一式
- 3 買 入 金 額 金 56,760,000円
- 4 買 入 先 愛知県名古屋市西区名駅二丁目27番8号
名古屋プライムセントラルタワー7階
トーテックアメニティ株式会社
代表取締役 坂 井 幸 治
- 5 契約の方法 一般競争入札

説 明

この案を提出するのは、図書館システム機器を買い入れるため必要があるからである。